地域公民館耐震化事業費補助制度が始まります！

地域が指定する一時避難場所である公民館を、安心して利用できるよう、
耐震化にかかる費用の一部を助成します。
補助期間　平成30年度～31年度

●補助対象となる公民館
〇地域が維持管理する地域公民館の専用の建築物
※団地集会所・老人憩いの家等の兼用施設は対象外
〇平成12年5月31日以前に着工の木造建築物
又は昭和56年5月31日以前に着工の鉄骨・鉄筋コンクリート建築物
〇地域指定一時避難場所である公民館
又は一時避難場所に指定される見込みがある公民館
〇原則、建築基準法に係る違反のない建築物

✖　補助対象とならない公民館
〇借家・団地集会所・老人憩いの家・プレハブ等

※耐震診断補助金の申請をされる公民館で、建替予定（検討も含む）がある公民館は、ご相談ください。

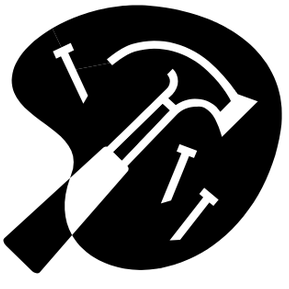


★事前相談
耐震診断を実施する建築事士務所を紹介し、診断前の調査を行います。
希望する場合、まずは4頁「耐震診断事前相談書」をご提出ください。
調査費用は耐震診断費用に含まれます。
※事前調査で終了される場合、調査費用は補助の対象となりません。

●申請に必要なもの
〇付近見取り図、配置図、平面図
〇所有者の承諾書・誓約書
〇建物の全部事項証明書
（登記簿謄本）
〇見積書
〇その他
※詳しくはお尋ねください

❶耐震診断（木造建築物は精密診断）
公民館の地震に対する安全性を評価する耐震診断
最大24万円の補助　補助率は3分の2（事前調査を含む）

❷耐震補強設計
耐震性の基準を満たす耐震補強工事の計画及び設計
最大60万円の補助　補助率は3分の2



❸耐震補強工事
設計者の監理のもと、耐震補強設計により実施する工事
最大600万円の補助　補助率は3分の2（工事監理含む）